

平成30年度「肢体不自由高等学校奨学生」採用事業

1 目的

身体障害にもめげず、人物・学業ともに良好な高等学校在校生に対して、奨学金を交付し、修学活動を奨励することを目的とする。

2 採用予定人員

15人（継続者を含む）

3 奨学金

年額 60,000円（返済義務なし）

4 出願資格

- (1) 高等学校全日制及び定時制に在学する生徒。
- (2) 通信制に在学する生徒のうち、概ね一般の高校の在学年齢程度である生徒。
- (3) 身体障害者手帳所持者で、肢体不自由1級から5級までの障害のあるもの。
- (4) 人物、学業ともに良好であるもの。
- (5) 就学継続に心身ともに十分耐え得るもの。
- (6) 生計上奨学金を必要とするもの。

5 出願方法

- (1) 出願者は願書に必要事項を記入の上在学学校校長へ提出する。
- (2) 在学学校校長は願書の審査及び奨学生推薦調書に記入し、願書とともに公益財団法人新潟県肢体不自由児協会へ提出する。

6 提出する書類

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書

7 提出期限

平成30年11月2日（金）

8 提出先

〒950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部障害福祉課内
公益財団法人新潟県肢体不自由児協会
TEL・FAX 025-284-0130

9 採用の決定

12月中に高等学校長宛に通知する。また、採用者には高等学校長を経て奨学金を交付する。

肢体不自由高等学校奨学生推薦基準

1 対象者について

高等学校全日制及び定時制に在学する生徒、および通信制に在学する生徒のうち、概ね高校の在学年齢程度である生徒。（15歳～19歳程度）

2 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、障害にもめげず、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあること。

3 障害程度及び健康について

身体障害者障害程度等級1級から5級までの肢体不自由で、学校保健法による定期健康診断等により、修学に十分たえ得るものと認められるものであること。

4 学力及び素質について

出願時までの高等学校の実技教科（体育、美術、家庭）を除く学習成績の評定平均値が、本人の属する学科において平均水準以上であること。（2年次以上の学生は、入学以来の成績の平均値とする）